

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

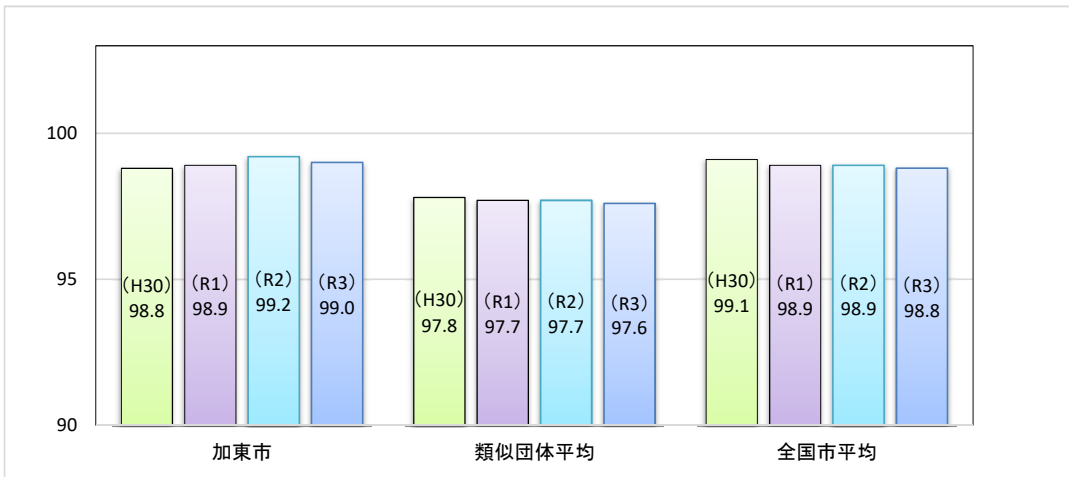
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	40,265	24,261,519	618,220	2,756,448	11.4%	12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A	(参考) 類似団体の 1人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	273	964,132	182,642	387,270	1,534,044	5,619	5,718

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 地域手当無支給地のため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数の公表はありません。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の水準で引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他見直し内容

扶養手当の見直し（配偶者の段階的引き下げ等）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
加東市	39.0 歳	294,400 円	364,500 円	327,541 円
兵庫県	43.7 歳	328,600 円	424,668 円	381,559 円
国	43.0 歳	325,827 円	-	407,153 円
類似団体	42.1 歳	314,079 円	373,970 円	341,571 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
加東市	53.5 歳	314,200 円	354,900 円	322,740 円	-	- 歳	- 円	
うち調理員	44.0 歳	306,300 円	333,700 円	333,700 円	調理士	43.8 歳	256,300 円	1.30
うち自動車運転士	54.0 歳	346,950 円	418,177 円	359,800 円	自家用兼用自動車運転者	56.8 歳	256,800 円	1.63
うちその他	56.5 歳	285,500 円	302,230 円	291,150 円	-	- 歳	- 円	
兵庫県	56.3 歳	337,500 円	404,625 円	370,921 円	-	- 歳	- 円	
国	50.9 歳	286,947 円	- 円	328,603 円	-	- 歳	- 円	
類似団体	51.6 歳	299,050 円	326,611 円	310,682 円	-	- 歳	- 円	

区分	【参考】 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
加東市	-	-	-
うち調理員	5,435,587 円	3,416,100 円	1.59
うち自動車運転士	6,639,248 円	3,385,600 円	1.96

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成30年度～令和2年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		加東市	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	1 級（高校卒）	152,700 円	151,600 円	— 円
	2 級（高校卒）	157,400 円		

※ 技能労務職の1級職員は、用務員、診療補助員等の業務に従事する職員です。
技能労務職の2級職員は、自動車運転員、電話交換員、調理員等の業務に従事する職員です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

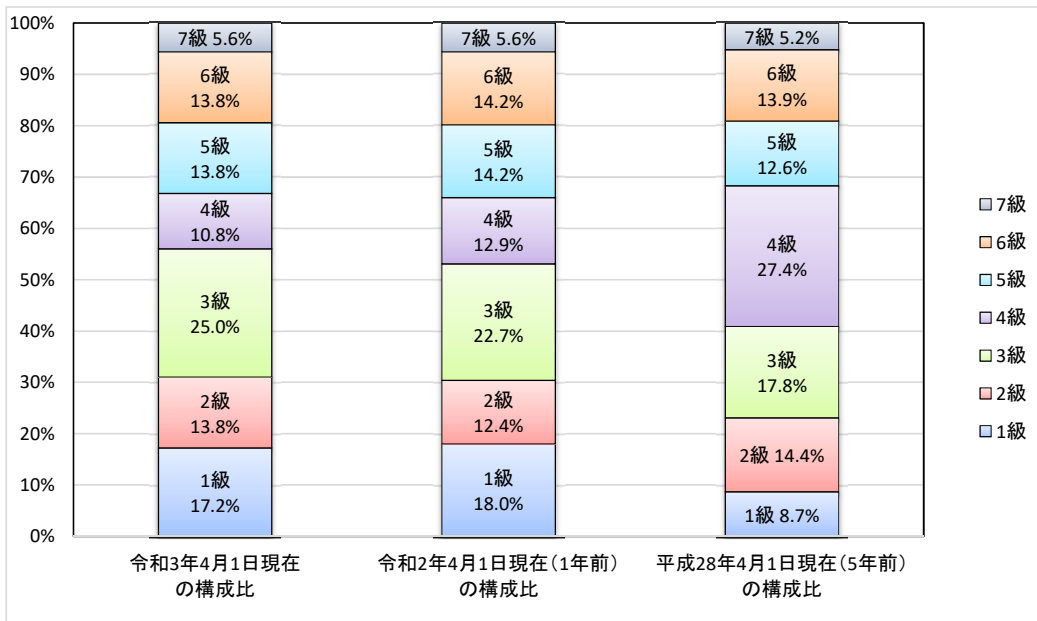
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,214 円	357,000 円	372,433 円	375,400 円
	高 校 卒	214,800 円	287,400 円	339,200 円	391,350 円
技能労務職	高 校 卒	209,100 円	267,400 円	290,000 円	391,350 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

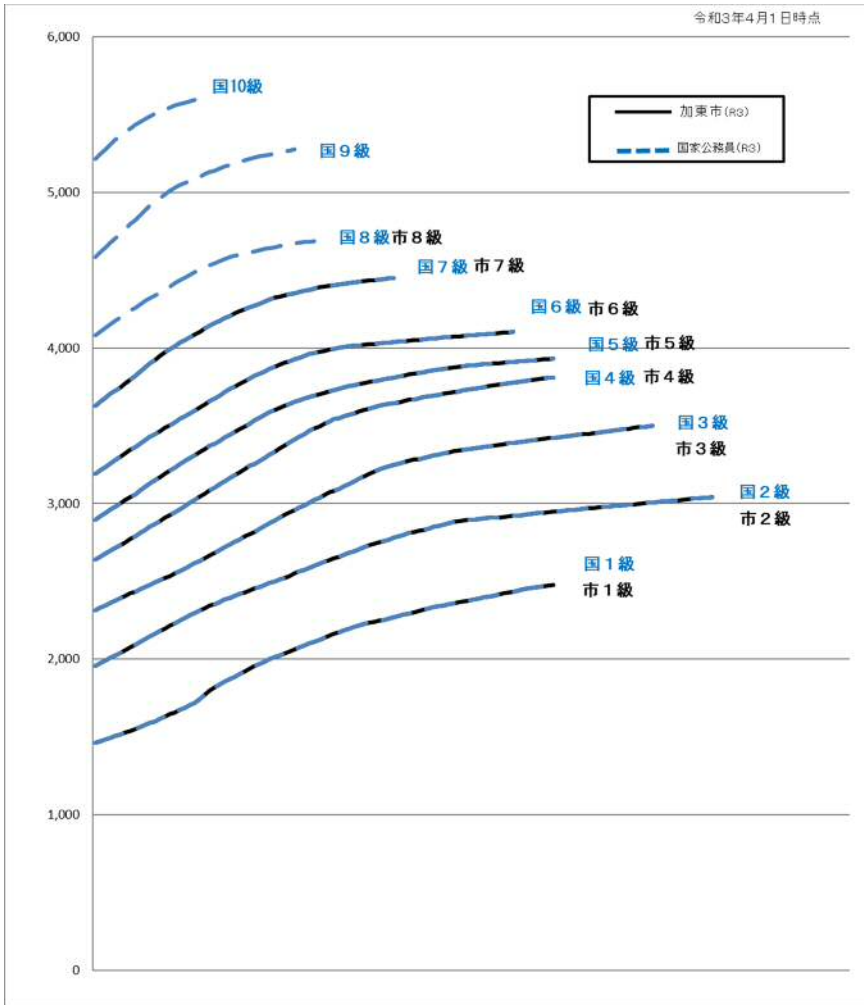
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長級	13 人	5.6 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長級	32 人	13.8 %	319,200 円	410,200 円
5 級	副課長級	32 人	13.8 %	289,700 円	393,000 円
4 級	係長級	25 人	10.8 %	264,200 円	381,000 円
3 級	主査級	58 人	25.0 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主事級	32 人	13.8 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事級	40 人	17.2 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 加東市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までに における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	令和6年度			

4 職員の手当の状況（普通会計決算）

(1) 期末手当・勤勉手当

加 東 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(R2年度決算額) 1,419 千円	1人当たり平均支給額(R2年度決算額) 1,789 千円	—
(R2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(R2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(R2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	令和6年度			

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

加 東 市				国			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%加算)			
退職時の特別昇給 なし				退職時の特別昇給 原則、なし			
1人当たり平均支給額		自己都合	6,413 千円	1人当たり平均支給額		自己都合	6,413 千円
		勸奨・定年	22,448 千円			勸奨・定年	22,448 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
全市域	0 %	0 人	0 %	

※ 無支給地です。

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		660 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		31.4 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		7.7 %		
手当の種類(手当数)		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	感染症患者の救護等に 従事する職員	感染症患者の救護等	6 千円	従事した日 1日につき 500円
	新型コロナウイルス感染症に 係る作業に従事した職員	感染者等に接して行う 作業等		従事した日 1日につき 3,000円
福祉業務手当	幼稚園教諭・保育士・厚生員	幼稚園教諭・保育士・保育教諭・厚生員の業務	654 千円	月額 3,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人等の看護等に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、埋葬等	0 千円	従事1回につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	59,667 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	414 千円
支給実績(令和元年度決算)	57,559 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	374 千円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在) (普通会計決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)
扶養手当	①配偶者・父母等 6,500円/月 ②子 10,000円/月 ※16歳から満22歳までの子に係る加算額 1人につき5,000円/月加算	同じ	—	25,920 千円	284,836 円
住居手当	(1)借家居住者 月額16,000円以上の家賃を支払っている 最高28,000円/月	同じ	—	13,049 千円	289,978 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃等の相当額 最高55,000円/月 (2)自動車等利用者 ・片道2km未満 支給なし ・片道2km以上5km未満 2,000円/月 ・片道5km以上10km未満 4,200円/月 ・片道10km以上15km未満 7,100円/月 ・片道15km以上20km未満 10,000円/月 ・片道20km以上25km未満 12,900円/月 ・片道25km以上30km未満 15,800円/月 ・片道30km以上35km未満 18,700円/月 ・片道35km以上40km未満 21,600円/月 ・片道40km以上45km未満 24,400円/月 ・片道45km以上50km未満 26,200円/月 ・片道50km以上55km未満 28,000円/月 ・片道55km以上60km未満 29,800円/月 ・片道60km以上 31,600円/月	同じ	—	18,030 千円	81,584 円
管理職手当	技監 95,000円/月 部長級 87,000円/月 参事 77,000円/月 課長級 67,000円/月 副課長級 52,000円/月	異なる	—	65,316 千円	826,785 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等	類似団体における最高/最低額	
		最高	最低
給料報酬	市長 940,000 円	989,000	405,000
	副市長 750,000 円	816,000	512,000
	教育長 660,000 円		
報酬	議長 450,000 円	540,000	327,000
	副議長 380,000 円	486,000	279,000
	議員 350,000 円	450,000	259,000
期末手当	市長 副市長 教育長 (令和2年度支給割合) 4.45 月分		
	議長 副議長 議員 (令和2年度支給割合) 4.45 月分		
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 給料月額×在職月数×0.40	18,048,000 円	任期毎に支給
	副市長 給料月額×在職月数×0.24	8,640,000 円	任期毎に支給
	教育長 給料月額×在職月数×0.18	4,276,800 円	任期毎に支給
備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月又は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

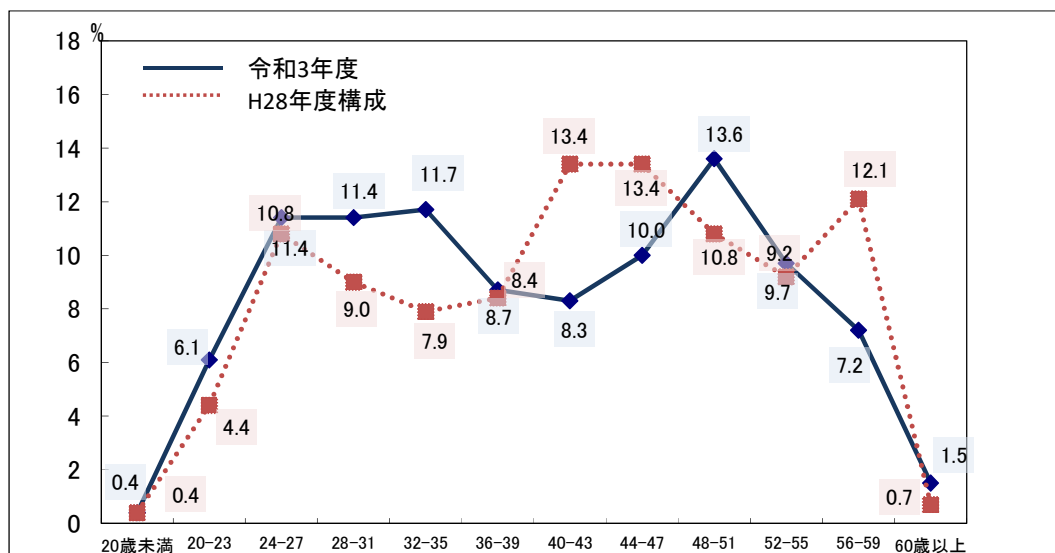
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議 会	4	4	0	
	一 般 行 政 部 門				
	総 務	81	80	△ 1	事務の統廃合による減員
	税 務	14	15	1	欠員補充
	民 生	57	56	△ 1	欠員不補充
	衛 生	18	19	1	業務増加による増員
	農林水産	20	18	△ 2	欠員不補充
商 工	7	6	△ 1	事務の統廃合による減員	
土 木	22	21	△ 1	欠員不補充	
	計	223	219	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.04 人)
	教育部門	50	54	4	業務増加による増員
	消防部門	0	0	0	
	小 計	273	273	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.79 人)
公営企業等部門	病 院	170	167	△ 3	欠員不補充
	水 道	6	6	0	
	下水道	6	8	2	欠員補充
	その他	20	18	△ 2	事務の統廃合による減員
	小 計	202	199	△ 3	
合 計		475	472	△ 3	
		[616]	[616]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	29人	54人	54人	55人	41人	39人	47人	64人	46人	34人	7人	472人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	217	222	223	229	223	219	2 (0.9)
教育	45	48	46	44	50	54	9 (20.0)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計 計	262	270	269	273	273	273	11 (4.2)
公営企業 会計 計	195	189	200	202	202	199	4 (2.1)
総合計	457	459	469	475	475	472	15 (3.3)

(注) 1 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の任免(令和2年度)

(単位:人)

区分	男性	女性	合計
新規採用	14	8	22
退職者数	11	14	25
定年退職	4	6	10
勸奨退職			
自己都合退職	6	8	14
その他	1	0	1

8 採用試験(令和2年度実施分)

(単位:人)

区分	申込者数	受験者数	合格者数			
			男性	女性		
一般行政職	323	293	17	10	7	
保健師	3	3	2	0	2	
社会福祉士	4	4	0	0	0	
土木職	3	2	2	2	0	
建築職	2	2	0	0	0	
病院 事業 部	看護師	5	5	3	1	2
	薬剤師	1	1	0	0	0
	ケアスタッフ	1	1	0	0	0
	臨床検査技師	1	1	1	0	1
	作業療法士・理学療法士	2	2	1	1	0

9 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和2年度)

(1) 分限処分

区 分	降任	免職	休職	計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	4 (1)	4 (1)
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、 過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
合 計	0	0	4 (1)	4 (1)

※ () は、うち病院事業部の該当者数

(2) 懲戒処分

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※ 0 は、うち病院事業部の該当者数

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	午後零時から午後 1 時まで

(2) 休暇の種類

休暇の種類	内 容	期間等
年次休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的に、職員から請求したときに付与される休暇	1 暦年において 2 0 日（年の途中で採用された職員を除く）
病気休暇	職員が負傷又は疾病により療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要期間取得できる休暇	9 0 日の範囲内で必要と認めるの期間（公務上負傷、精神障害等を除く）
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族（職員の配偶者、父母、子等）の介護をする場合に取得できる休暇（無給）	要介護者 1 人につき 3 回まで、通算 6 か月の期間内で必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に取得できる休暇（無給）	1 暦年において 3 0 日以内
特別休暇	選挙権の行使、結婚、忌引など特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に取得できる休暇。	各休暇に応じた期間

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施

職員が健康で公務に専念できるよう、毎年 1 回以上、全職員を対象に定期健康診断を実施しています。また、定期健康診断以外に、新たに職員として採用する者を対象に、採用時の健康診断も実施しています。

【主な健康診断の項目】

・ 医師診察	・ 血圧の測定	・ 尿検査
・ 眼底検査	・ 血液化学検査	・ 心電図検査
・ 身長、体重、視力及び聴力の検査	・ 大腸がん検査	・ 腹囲測定
・ 胸部エックス線検査及び喀痰検査	・ 胃レントゲン	

(2) 共済組合制度

共済組合制度は、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済の制度であり、加東市は地方公務員等共済組合法の規定により設立された「兵庫県市町村職員共済組合」に加入しています。

「兵庫県市町村職員共済組合」では、職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保健、貸付事業等）を行っています。

(3) 職員互助会制度

職員互助会制度は、職員の福利の増進を図るために設けられた制度であり、加東市は「兵庫県市町村職員互助会」に加入しています。

「兵庫県市町村職員互助会」では、職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、共済事業（慶弔金や災害見舞金などの給付）や福利事業（結婚・入学などの祝金給付）などを行っています。

平成23年度から職員の掛金率は給料月額 $\frac{4}{1000}$ 、地方公共団体の負担金率は給料月額 $\frac{2}{1000}$ となっています。

(4) 公務災害補償制度

地方公務員の公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、その災害によって生じた身体的損害を補償されなければならないが、加東市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。

12 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務条件等に関する苦情等がある場合、公平委員会に対して、地方公共団体の当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。なお、令和元年度中に職員から公平委員会に対する「勤務条件に関する措置要求」はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。なお、令和元年度中に職員から公平委員会に対する「不利益処分に関する不服申立て」はありませんでした。